

委員会提出議案第 1 号

相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例について
相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 3 日提出

提出者 相模原市議会議会運営委員会委員長 大 槻 和 弘

相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例
相模原市議会委員会条例(平成 4 年相模原市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

(開会方法の特例)

第 1 4 条の 2 委員長は、重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会を招集する場所に参集することが困難であると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)を活用した委員会を開くことができる。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法により出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして委員会に出席した委員は、出席委員とみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法を活用した委員会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第 1 9 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、オンラインによる方法を活用した委員会にあつては、この限りでない。

第 2 0 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者は、当該委員会がオンラインによる方法を活用した委員会である場合であつて、オンラインによる方法により出席を希望するときは、あらかじめ議長を経て委員長に届け出なければならない。

別表総務委員会の項中「、危機管理局」及び「、消防局」を削り、同表民生委員

会の項中「及び子ども・若者未来局」を削り、同表環境経済委員会の項中「環境経済委員会」を「市民環境経済委員会」に、「環境経済局」を「市民局、環境経済局、区役所」に改め、同表建設委員会の項中「都市建設局」を「危機管理局、都市建設局及び消防局」に改め、同表市民文教委員会の項中「市民文教委員会」を「子ども文教委員会」に、「市民局、区役所」を「子ども・若者未来局」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月30日以後初めて会議が開かれる日から施行する。

提案の理由

委員会の開会方法の特例に係る規定の追加、秘密会に係る規定及び出席説明の要求に係る規定の改正並びに常任委員会の名称及び所管事項に係る規定の改正をいたしたく提案するものである。

委員会提出議案第2号

相模原市議会会議規則の一部を改正する規則について
相模原市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月3日提出

提出者 相模原市議会議会運営委員会委員長 大槻和弘

相模原市議会会議規則の一部を改正する規則
相模原市議会会議規則(昭和42年相模原市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2章第1節中第90条の次に次の1条を加える。

(出席委員に関する措置)

第90条の2 この章における出席委員には、相模原市議会委員会条例(平成4年相模原市条例第1号。以下「条例」という。)第14条の2第2項の規定によりあらかじめ委員長に届け出て、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)により委員会に出席している委員を含む。

第111条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、オンラインによる方法を活用した委員会であるときは、委員でない議員は、あらかじめ委員長に届け出て、オンラインによる方法により当該委員会に出席することができる。

第121条に次のただし書を加える。

ただし、オンラインによる方法を活用した委員会にあっては、あらかじめ委員長に届け出て、オンラインによる方法により出席している委員は、この限りでない。

附 則

この規則は、令和5年4月30日以後初めて会議が開かれる日から施行する。

提案の理由

委員会出席委員に関する措置に係る規定の追加、委員外議員の発言に係る規定及び不在委員に係る規定の改正をいたしたく提案するものである。